

平成 30 年度 第 10 回 北区自治協議会 議事概要

日 時 平成 31 年 1 月 17 日 (木曜) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

会 場 豊栄地区公民館 2 階 大講堂

出席者 委員

倉島会長、松田副会長、赤間委員、阿部(康)委員、五十嵐(隆)委員、
本間(藤)委員、山賀委員、若月委員、渡邊委員、渡邊委員、阿部(淳)委員、
五十嵐(紀)委員、上松委員、川居委員、川島委員、曾我委員、高橋委員、
真壁委員、村中委員、阿部(美)委員、梅津委員、岡委員、本間(久)委員、
阿部(恵)委員 計 24 人

(欠席：内川委員、工藤委員、後藤委員、小林委員、高口委員、若尾委員)

事務局

[北区役所関係]

区長、副区長兼地域総務課長(以下「副区長」)、区民生活課長補佐、
健康福祉課長、産業振興課長、建設課長、北出張所長、
北区農業委員会事務局長、北下水道分室長、消防局北消防署長、
北区教育支援センター所長、豊栄地区公民館長、地域総務課長補佐 2 人、
地域総務課員 4 人

傍聴者 2 人

内 容

1 開会

2 報告事項

(1) 福島潟河川改修事業について

倉島会長

前回時間切れになってできませんでした。建設課長から説明をお願いします。

建設課長

福島潟河川改修事業についての説明内容は、大きく分けて 4 項目となります。最初に、福島潟の概要として、その規模や特性について。2 番目に、福島潟の過去の災害や治水

事業の歴史について、3 番目に改修事業の内容について、最後に事業の進捗状況について、説明させていただきます。

福島潟を含む新井郷川圏域は、阿賀野川と加治川と海岸砂丘に囲まれた地域に位置します。東西約 18 キロメートル、南北に 10 キロメートルで、圏域面積は約 200 キロ平方メートルに及びます。その内、平地が約 75 パーセントを占め、標高はゼロメートルから 5 メートル程度の典型的な低湿地帯であるため、出水による冠水被害の絶えない地域でした。この地形条件から、砂州を形成した砂礫層が厚く堆積し、その内側の潟周辺の層の上部には軟弱な粘性土が分布しております。

福島潟は、北区の東部に位置し、新発田市と阿賀野市に隣接しています。面積は約 4 キロ平方メートルで、このうち干拓地が約 2 キロ平方メートルを占めます。大通川、折居川、荒川川、松岡川の 4 本の一級河川と、18 本の排水路が流れ込んでいます。平常時は、新井郷川から日本海に流下している水が、洪水時には日本海のほか、阿賀野川や福島潟放水路によって東港に流れていきます。

続いて 4 ページをご覧ください。福島潟の治水事業の歴史ですが、昭和 40 年代以降、大きな被害をもたらした水害では、昭和 41 年の下越水害、昭和 42 年の羽越水害、2 年続けて水害が発生し、甚大な被害を受けました。近年記憶に新しいのは、平成 10 年 8 月 4 日の水害で、福島潟からの越水で甚大な被害が発生しました。被害は、新井郷川および福島潟の流域内で、床上浸水が 380 戸、床下浸水が 1,845 戸、農地浸水は 62 キロ平方メートルにも及びました。

続いて、5 ページをご覧ください。平成 10 年 8 月 4 日の豪雨災害を受け、折居川、荒川川の河川箇所を含む災害復旧事業や、これらの上流河川の改修で増大する洪水を直接日本海に流すための福島潟放水路を、平成 15 年 3 月に通水させるなど、整備を進めて治水安全度を高めてきました。しかし課題として残されているのは、福島潟の抜本的な改修です。そこで現在も行っている福島潟河川改修事業が、平成 15 年度から始まりました。参考までに、平成 15 年 3 月にできた福島潟放水路は、延長 6.7 キロメートル、川幅が 100 メートルで、事業規模としては 270 億円を要しました。

続いて、6 ページをご覧ください。福島潟河川改修事業について、赤い太枠の線が湖岸堤で、延長が約 9,400 メートルです。福島潟の計画治水安全度は、30 分の 1 となりますが、この治水安全度とは、洪水に対する川の安全の度合いを確立で表現したものです。30 分の 1 とは、概ね 30 年に 1 回程度発生する規模の豪雨に対して、河川からの氾濫による浸水被害の解消を図るものです。具体的にいいますと、平成 10 年 8 月 4 日の水害が 30 年に 1 回程度の雨と考えられているので、その雨に対して潟で安全を守ると

ということになります。事業期間は、平成 15 年から概ね平成 34 年度末の完了を目指して、整備を進めております。

続いて、7 ページをご覧ください。湖岸堤の横断構造です。湖岸堤は、計画高水位の 1.7 メートルに、余裕高の 1 メートルを加えた 2.7 メートルに整備しています。天端幅は 5 メートルを確保し、維持管理を円滑に行うため、アスファルト舗装を実施する予定です。湖岸堤高を 2.7 メートルとする整備が完了した場合、過去最大記録である昭和 53 年の最高水位が 2.42 メートルでしたけれども、その過去最大水位でも越水しないような構造となります。

続いて、8 ページをご覧ください。主な整備内容ですが、承水路拡幅として延長約 2 キロメートル、潟内の川幅を 30 メートルから 80 メートルに拡幅し、折居川などの支川の洪水が、スムーズに潟内に流下できるよう整備を行っております。

右側の黄色い着色部ですが、沈砂地の整備を行い、折居川から流出する土砂を受入れる場としております。

一方、薄い緑色の着色部は、潟内の掘削を示しており、元来は田んぼでしたが、そこを掘って潟を広げて遊水池機能を強化しました。左側下の四角の赤い着色部は、福島潟放水路の能力を引き出すために設けられる、新井郷川の出口の水門です。水門を設けることで、福島潟上流域の洪水を素早く、福島潟放水路から日本海に導き、新井郷川の負担を減らすことができます。水門の詳細については、後で触れさせていただきます。

続いて、9 ページをご覧ください。近年工事された場所の状況を、写真で紹介いたします。まず左上の写真は、潟へ流入する排水路の一つである中央排水機場の写真で、平成 27 年度に樋門を継ぎ足して、完成しております。

右上の写真は、奥右衛門川水門で、平成 28 年度に完了しております。

その下の 2 枚の写真は、ドローンで撮影したもので、現在、主に実施している工事の進捗状況を示す写真です。左側の写真は、新潟地域振興局地域整備部管内で実施している既存農道部を計画湖岸堤高 2.7 メートルまでかさ上げするために必要な工事で、月岡に向う交通量の多い農道のために通行止めができないことから、迂回路を設置しています。その右は、新発田地域整備部管内で実施している、潟内の掘削の写真です。

続いて、10 ページをご覧ください。事業の進捗状況ですが、黄色く着色された箇所は、平成 29 年度に実施した主な工事個所で、平成 30 年度工事は、赤く示しております。新潟地域整備部では、図の左下の福島潟水門を中心に事業を行っており、そのほか、先ほどご説明した、農道迂回路工事ならびに湖岸堤整備を実施しています。

また、新発田地域整備部では、堤内地側の農地の盤上げを中心に、潟内掘削の工事を

主に実施しています。遊水池機能を確保するために掘った土砂を、その横の田に盛り上げる工事を行っています。平成 31 年度以降の工事については、緑色の着色部で示しています。湖岸堤のかさ上げや耕地の盤上げなどが残されており、引き続き、整備を実施する予定と聞いています。

続いて、11 ページをご覧ください。この写真は、昨年度末に詳細設計が終った福島潟水門の完成イメージ図です。水の駅「ビュー福島潟」の屋上から眺めた風景に、水門のイメージ図を貼りつけています。

続いて、12 ページをご覧ください。福島潟水門の計画平面図です。赤い着色部が今工事を行っている部分で、基礎工事および本体工事を主に施行します。この水門の位置については、北区の貴重な観光資源でもある菱風荘から、福島潟を眺望する際に、ゲートが上がっている状態でも妨げにならない位置に計画しています。

続いて、13 ページをご覧ください。水門の構造ですが、左側の構造図について、下流の潟口橋から新発田方面に向かって見た際の水門の正面図です。水門本体の幅は、51 メートル、長さは 23 メートル、高さは、一番高い操作室を含めて約 21 メートルとなっています。基礎杭は、福島潟周辺の地盤が脆弱なこともあり、長さ 75.5 メートルの杭を 56 本打設する計画です。ちなみに、固い地盤が下にないため、水の駅「ビュー福島潟」も 70 メートルの基礎杭を打っています。ゲートについては、チェーン開閉式の鋼製ローラーゲートが 2 門設置されます。1 門辺りの幅が約 17 メートル、高さが 5 メートルとなります。

続いて、14 ページをご覧ください。赤い縞の部分、仮栈橋の工事を施行しております。来年度は土留め、止水を行って、中を乾いた状態にして、杭打ちの工事にかかる予定となっております。

簡単ですが説明は以上となります。

倉島会長

ありがとうございました。ただい説明のあった件について、何かご質問がありましたらお願いいたします。

なければ私から質問しますが、この事業主体は国ですか、県ですか。

建設課長

阿賀野川と信濃川以外は、新潟県が河川管理をしておりますので、河川管理者である新潟県が事業主体となっております。

倉島会長

ラムサール条約の登録に関して、潟の改修工事やその遅れは、問題にはならないのでしょうか。登録とは、別なのでしょうか。

住民が一番の問題とすることだと思うのですが、改修工事をしているから、登録が無理になるとか、そういうことにはならないのでしょうか。

建設課長

新潟県に確認しておりますけれど、工事の有無に関係なく、ラムサール条約登録はできます。工事が終わるまで、待たなければならないということではありません。

倉島会長

問題ないわけですね。ありがとうございました。

(2)「海辺の森」の取り組みについて

倉島会長

「海辺の森」の取り組みについて、産業振興課長から報告をお願いいたします。

産業振興課長

はじめに、今年は元旦から川島実行委員長とともに「元旦歩こう会」の仕事をさせていただきました。ありがとうございました。委員の皆さんからも多く参加していただきまして、おかげさまで今年は600名ほどの参加をいただきました。来年もまた、よろしくをお願いします。

本日はお時間をいただき、「海辺の森」の取り組みについて、説明させていただきます。

最初に、「海辺の森」の概要についてですが、北区の海岸林で、延長約4キロメートル、幅約200メートルのクロマツを主体とした樹林帯です。面積は、約211ヘクタールございます。そのほとんどが飛砂防備保安林に指定されております。この地域の海岸側の約半分である100ヘクタールほどが新潟市の所有となっており、これを「海辺の森」と呼んでおり、産業振興課で管理しております。

「海辺の森」は、森林レクリエーションなどの保健休養の場にも利用されており、保健保安林にも指定されています。キャンプ場や遊歩道などの施設が設置されています。このような海岸林は、私たちの生活環境を飛砂から守ると同時に、私たちに憩いの場を

提供してくれる貴重な資源であり、今ほど少し触れられておりました福島潟と並んで、北区を特徴づける自然の一つとなっております。

資料 2 ページ目の上段をご覧ください。松くい虫被害と対策について触れています。ご承知の方も多くいらっしゃると思いますが、近年、猛威を振るう松くい虫の被害に遭い、多くの松を失いました。ほかにも、本来は森林育成のための肥料木として導入されたニセアカシアが次第に分布を拡大し、松の成長の妨げとなってきました。ニセアカシアは成長がとても速く、これが松より先に成長しますと、周囲の植物の日照を妨げるため、日なたを好む松の天敵と言われます。このことから、「海辺の森」は少しずつ荒廃し、本来の保安林としての機能が発揮できなくなる恐れが出てきていました。

資料 2 ページ目下段のグラフは、近年の北区における松くい虫の被害本数をグラフにまとめたものです。平成 25 年の 1 万 283 本は、1 年間で松くい虫の被害に遭った木の本数です。毎年、被害防止対策を続けてきて、今年度もまだ被害無しにはなっていませんが、現在調査を進めています。今年度は、約 200 本から 300 本くらいの被害に収まりそうな状況です。ただし、今ほど説明しましたように、平成 25 年、平成 26 年で 2 万本ほど松くい虫の被害に遭っていますので、松の本数が少なくなったから減ったのではないかと、言われれば否定はできないと思います。

次に資料の 3 ページをご覧ください。被害を防止するために、どのような松くい虫の対策をしているのかということですが、一つ目は、無人ヘリコプターによる薬剤散布です。また、被害を調査した後に、その被害に遭った木を伐倒して燻蒸します。被害が少なくなってきても、このような対策を続けていかなければいけないと考えております。松くい虫対策を実施しながらも、減ってしまった松を何とかしなければならず、増やさなければ、飛砂防備保安林の機能は低下する一方となってしまいます。

資料 3 ページ下段をご覧ください。問題は、森林の再生で、減ったものをどうやっていくのかということがテーマになります。平成 24 年度に、海岸林の現状と課題を整理して、将来の方向を定め、地域資源としての海岸林を保存・再生することを目的としました。北区の自治協議会委員と大学教授と公募委員が一緒になっていただいて、委員会を設立し、その委員会で作成したのが「新潟市北区海岸林保全計画」でした。新潟市には、森林整備計画がございますので、自治協議会で作成したのは、北区版ということになります。ページ数で 30 ページほどです。

この計画書の中では、緑を守るための保全活動、活かすための利活用、緑を意識するための環境学習、この 3 本の柱を立て、市や地域が目指す姿を示すことができたと思っております。

次に、資料 4 ページ上段をご覧ください。市では、この計画に基づいて植栽事業や保全事業を計画的に推進しております。「海辺の森周辺整備協議会」と書いてありますが、この計画を作った当時の協議会名であり、今は利活用もだいぶ進み、少し名前も変えて、「海辺の森協議会」と呼ばせていただいております。「海辺の森協議会」では、森林ボランティアの担い手として保全活動を実施しています。この地域で暮らす皆さんがその活動に参加し、保全活動に協力する役割を担っていただいております。行政だけでなく、地域全体がこの森を共に創っていく大きな計画を立て、森林の再生に向けたさまざまな取り組みが、ここからスタートしました。

次に、4 ページの下段をご覧ください。この計画に基づき、森林空間総合整備事業として、国からの補助金の採択を受けました。平成 26 年から 5 年間の計画で、大規模な植栽工事を実施し続けてきました。総事業費は、約 2 億 5,000 万円の大規模な植栽工事です。面積 11 ヘクタールのところに、クロマツなど約 5 万 4,000 本を植えさせていただいております。クロマツだけでなく広葉樹、それからアカマツも植えております。うまくすれば松茸が出ると思っているのですが、アカマツは意外と弱いのです。多くが枯れてしまったので、そこにクロマツを植え直そうと思っております。

樹木管理に使用可能な歩道や駐車場も、併せてこの事業で整備させていただいております。今年度、間もなく全ての工事が終了する予定です。今後は、この松を守り、育てていかなければなりません、市だけでできることではありませんので、先ほどの計画に基づく地域との役割分担が、今後生きてくることとなります。

資料 5 ページに移っていただき、いくつかの団体を紹介したいと思います。

森林の保全活動の担い手としては、先ほどお話した、海辺の森協議会がございます。写真にありますように、「海辺の森」のさまざまな場所で、森林の再生に尽力していただいております。大規模な除草活動を年 4 回ほど実施し、それ以外に、松の成長を妨げるニセアカシアの伐採などを協議会の重要な役割として行っております。伐採ということになるとチェーンソーを使うのですけれども、除草活動で機械を使えない方にも参加していただいて、花壇づくりや老朽化した標識類のペンキ塗りなども、幅広い活動の一つとしてやっております。

構成団体をご覧くださいと分かると思いますが、大変多くの皆さんから、積極的に活動していただいております。他県からも団体が視察に来る先進的な活動をしていると思っております。海辺の森協議会の運営費用は、完全自主財源とするのはなかなか難しく、市からも負担金を出しておりますが、海辺の森協議会として県の補助金に申請し、県の補助金も確保していただいております。できるだけ自立可能な方向を目指して、現在、

取り組んでおります。

5 頁の下段ですが、CB 南浜カンパニーは、利活用や環境学習における活躍が期待されている団体でございます。地域住民が主体となって新しく設立されたもので、地域のさまざまな課題を、ビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネスの手法を取り入れて、「海辺の森」に眠る木質資源を商品化し、その売上を保全活動資金として活用していこうとしています。

写真にございますように、正月の門松や松のミニ盆栽、子どもたちの工作キットなどを製作販売しています。参考までに、今年の正月の門松は、多くの申し込みをいただき、50 万円ほどの売上があったそうです。また、子ども部屋の前に飾ることができる、マツカサを使った飾りなども、わずかながら販売させていただいております。

これらの取り組みは、高齢化する地域の生きがい創出や地域の活性化につながるものです。「海辺の森」の資源を利用、活用し、子どもたちに森を知ってもらうための学習面で、重要な事業を担っていただいております。南浜地区コミュニティ協議会から選出された阿部委員にも、メンバーとして活動していただいております。本当にありがとうございます。

5 ページ下段の真中の写真ですが、伐採したニセアカシアを使ったグッズです。こういった形で、伐採して捨てるのではなく利活用をしていくという考えで進めております。

次に、資料 6 ページをご覧ください。NPO 法人森の会ですが、先ほども説明させていただいた、森の活動を担っていただいている団体です。この団体の活動歴は長く、平成 8 年から、福島潟の環境保全を目的として、さまざまな緑化活動を展開してきました。平成 14 年に、NPO の認定を受け、近年では「道の駅豊栄」の緑地管理を行いながら、平成 29 年度から「海辺の森」の指定管理者として、森の管理を担っていただいております。樹木の管理やキャンプ場の運営をしています。例えば、キャンプ場の使われていなかったスペースに、バーベキュー専用サイトを設けて、手ぶらでバーベキューができるようになりました。ただし、お金は持ってきていただかなければいけません、道具なしでも利用できる場所です。殺風景な場所を、このように華やかに改修したり、いろいろなアイデアを取り入れて運営したりしていただいております。植栽活動につきましても積極的に実施していただき、海辺の森協議会、CB 南浜カンパニーと併せて、森にはなくてはならない団体として活躍されています。

資料 6 ページの下段は、周辺環境の整備、発展についてです。島見町から海岸に抜ける道路 3 路線を、舗装道路として整備しました。この道路については、かなり昔からご要望をいただいていたもので、なかなか実現できなかった場所でした。ようやく要望に

お応えすることができました。

また、下に風力発電の風車の写真がございます。現在、本庁の環境政策課と株式会社日立製作所と一緒に準備を進めております。将来的には、「海辺の森」のシンボリックな風車になると考えております。3基設置する予定と聞いております。

最後に、資料7ページをご覧ください。この絵のように、地域の協力をいただきながら、森の再生に向けた取り組みを継続し、美しい「海辺の森」を次世代に継承していきたいと考えております。

本日は、平成10年に「海辺の森」がオープンして以来の大規模な植栽事業の節目となる年度となりましたので、ここで行われてきたさまざまな取り組みについて、ご報告させていただきました。大変ありがとうございました。

倉島会長

ありがとうございました。ただいま産業振興課長からお話がありましたが、何かご質問、あるいはご意見などがありましたら受けたいと思います。

川居委員

担当している方は皆さんご苦労されていると思います。私たち委員も、現地を訪れてみるのが大事だと思います。

豊栄の人は、松浜のことがあまり分らないとか、松浜の人は、福島潟があまりよく分らないとかいうことがありますけれども、現地に足を運び、ご苦労をされたその足跡を見ることも必要だと思います。皆さんも積極的にいろいろなところに参加し、見ていただきたいと思います。

川島委員

私も、「海辺の森」を子どもたちと使わせてもらい、3年間ほど巣箱を作っています。昨年は松が少なくなり、巣箱をかけるのに困ってしまいました。いつ頃、木が大きくなるのかと心配して、来年度は作ることを考えなければと思っております。

倉島会長

ほかにごいませんか。

次に移らせていただきます。

(3) 平成 30 年消防概況について

倉島会長

平成 30 年消防概況について、北消防署長からお願いいたします。

北消防署長

報告資料 3、平成 30 年消防概況をご覧ください。

最初に火災件数です。昨年、平成 30 年の新潟市全体の火災件数は 124 件で、平成 29 年の 99 件との比較で 25 件増となりました。また、人口 1 万人当たりの出火件数を表す出火率は 1.6 で、4 年連続で政令市の中で一番出火率が低い都市となりました。また、火災による死者数は 6 名で、平成 29 年との比較で 4 名減となりました。北区における火災件数は 18 件で、平成 29 年との比較で 4 件増加したものの、火災による死者の発生は、前年に引き続きございませんでした。

次に救急件数ですが、平成 30 年の新潟市全体の救急出動は 3 万 9,543 件で、平成 29 年との比較で 1,320 件増加しました。救急出動が 1 日当たり 108 件でしたので、平均すると 13 分に 1 回の出動、市民の 23 人に一人が救急隊によって搬送されたこととなります。また、北区の救急出動は 3,279 件で、平成 29 年との比較で 94 件増となりました。

次に救助件数ですが、これは交通事故や水難事故などの救助事案に関するものです。平成 30 年の件数および平成 29 年との比較については、記載のとおりでございます。

裏面の火災概況でございます。火災件数の中ですが、住宅火災を含む建物火災は、平成 30 年は 52 件で、平成 29 年との比較で 6 件増となりました。また、火災における死者数は 6 名で、平成 29 年との比較で 4 件減となりました。

この程度の被害で収まりましたことは、皆様から火災予防啓発活動や住宅用火災警報器の設置促進活動をしていただいた賜物です。感謝と御礼を申し上げます。

次に、主な火災原因についてです。平成 30 年の第 1 位が、放火および放火の疑いによるもので 16 件。電気配線に起因する火災が 15 件で、以下、記載のとおりとなっております。また、ストーブに起因する火災は 6 件ございましたが、過去 5 年間においては、干していた衣類が落下して火災になるケースが大半を占めております。ご注意ください。ただければと思います。

また、火災による死者が 6 名発生していますが、そのうち住宅火災における死者は 5 名で、その多くは住宅用火災警報器未設置の状況でした。このことから、消防署では、地域と連携を図りつつ住宅用火災警報器の設置促進を行っているところです。

次に、「10 年たったら、とりカエル。」というリーフレットをご覧ください。

住宅用火災警報器については、設置が義務化されてから 10 年経過したこともあり、警報器の電子機器の寿命や電池切れなどによって、火災を感知しなくなる危険もあります。設置してから 10 年を目安に、交換をお勧めしております。

また、ヒートショックについてのリーフレットも、配布させていただいております。暖かい部屋から寒い浴室へ入り、さらに寒い浴室から熱い湯船へ動くことにより、急激な温度変化による血圧の急変動から、失神を起こすという事案が多く発生しております。そこで、入浴前に湯船の蓋を開けておいてもらい、浴室の温度を少し上げておいて、ヒートショック防止をしていただきたく、広報させていただいております。

以上でございます。

倉島会長

ありがとうございました。何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

松田副会長

火災原因のトップが昨年も今年も放火ということで、大変ショックでした。実際に平成 30 年の欄を見ると、火災件数として、建物 94 件のうち住宅火災が 52 件となっています。放火については、例えば小屋や人が住んでいないところへの放火も考えられるのですが、住宅と住宅以外とはどういう比率になっているのでしょうか。もし町内に放火が起こったとすれば大変不安だと思いますが、そういう事案が起きた時に、自治会などに連絡して見回りするなどされているのでしょうか。また、実際に犯人はどのくらい捕まっているのでしょうか。お聞かせください。

北消防署長

放火について、どういう場所に放火されるのかについてですが、火をつけられる場合もあれば、自分で自分の家に火をつけるような事案もございます。

今、詳しいデータを持っていませんけれども、今年であれば、福島潟の周りのカモウチ小屋や潟来亭の中の蓑笠など、建物が燃えたわけではなくても、火災としてカウントさせていただいております。住宅に火をつけられて、家が燃えたという事案の割合は非常に低いということをご理解いただきたいと思います。後は、先ほども言いましたが、自分で自分の家に火をつける場合も放火の区分になってまいります。

地域との連携については、放火されにくい環境づくりをお願いしております。例えば、家の周りに燃えやすいものを置かないでくださいと呼び掛けています。放火の犯人から、

聞き取りしたデータによると、明るい場所で、人に見られているという意識を持つと、放火しない傾向があるそうです。街灯によって明るくされた場所や、人に声をかけられやすい場所ということで、消防署では、家の周りを明るくしてくださいとか、家の周りに燃えやすいものを置かないでくださいと広報しています。また、放火の事案があると、警察署とは連携して、その地域の自治会の会長さんとも情報共有しながら見回りの強化もしている状況でございます。

犯人の追跡については、我々消防署も、新聞報道などで警察発表を見ると分かる状況です。犯人を捕まえることが仕事ではないので、正直なところ、犯人が捕まったかどうかは、すべて把握できていないという状況でございます。

本間（久）委員

火災原因のところ、電気系統の火災が増えているということですが、例えば電灯の配線など、昔であれば雨もりやネズミにかじられた場合なども多いと思いますが、今は、配線がビニールで被覆されています。それでも、漏電は多いのでしょうか。

北消防署長

一番分かりやすいのが、タコ足配線と呼ばれるテーブルタップなどを使ったもので、使用可能な限度が決められています。それをつなげて、タコ足のように全部使う場合、小さな容量のものであればいいのでしょうかけれども、電子レンジやドライヤーなど、容量を多くとってしまう場合が危険です。あるいは、トラッキングと呼ばれるもので、コンセントを挿したままにしておいて、そこにゴミがたまって湿気を帯びて火花が出て、綿ぼこりなどに着火して火災になる場合が多いと思います。

本間（久）委員

ありがとうございました。私の家でも、30 や 40 アンペア程度にしていますが、よくブレーカーが落ちることがあります。電子レンジと電熱線を同時に使うと、必ずブレーカーが落ちてしまうということも、あると思います。

また、電気機器による火災もかなり増えています。これについて、特にこの辺を注意したほうがいいということは何かありますか。

北消防署長

電気機器については、やはり適正な方法で使ってくださいという取扱説明書に書いて

あるとおりに使っていただければとお願いしているところでございます。

倉島会長

ほかにございませんか。ないようですので、次に移ります。

(4) 福祉教育部会会議概要について

地域づくり部会と自然文化部会は、先回部会を開催しておりませんので、福祉教育部会から報告をお願いいたします。

渡邊委員

福祉教育部会に「区民の一体感醸成プロジェクトーみんなの区役所づくりー」というテーマで議論していただきたいということでございましたけれども、実施設計などが大変遅れて、ようやく 12 月から、ワークショップ検討会を開催できる状態となりました。

いろいろな検討を重ねながら、事務局から案を作っていただき、12 月から 3 月までの 4 回のワークショップを進めていきたいという案が提示され、委員の皆さんから、了解を得ました。

第 1 回目のワークショップ検討会を、昨年 12 月 26 日 19 時から 21 時 15 分まで、ここに参加者名簿がありますけれども、この名簿の皆さん全員参加のもとで行いました。

自治協委員であり、新潟医療福祉大学の五十嵐先生と山口先生お二人から、いろいろとご指導いただきながら、いろいろ意見を出していただきました。これをもう 3 回ほど繰り返しながら、最終的に 3 月にはこの場で報告させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

倉島会長

ありがとうございました。渡邊部会長より報告があった件について、何かご質問がありましたらお願いします。

ないようですので、次に移ります。

3 その他

倉島会長

その他、に入ります。「文芸あがきた」第 12 号の発刊について、豊栄地区公民館長より連絡をお願いいたします。

豊栄地区公民館長

豊栄地区公民館では、編集委員の皆さまのご協力を得て、北区の文芸活動の集大成である「文芸あがきた」第12号を、昨年11月末に刊行いたしました。今年1月6日の新潟日報でも、発刊の記事を掲載していただいたところですが、今のところ、98冊の売上に留まっております。まだまだ在庫がございますので、ぜひ自治協議会委員の皆さまからも購入していただければと思います、資料配付させていただきました。

資料をご覧ください。一番右側に、平成30年度の各部門の作品数が記載してあります。随筆、論文、小説・コント・童話、詩、短歌、俳句、川柳の7部門に合計で250点の作品が寄せられております。この作品数については、平成30年度を含めた過去5年間を見ていただくと、一番多い応募数となっております。

販売については、Yショップ豊栄駅店、金泉堂書店、豊栄地区公民館と北地区公民館の4か所で取扱いをしております。最初に申し上げました、Yショップ豊栄駅、金泉堂書店については、今年3月末までの取扱いとなっております。定価は1冊1,000円で販売しております。ぜひお手に取って購入していただければと思います。

倉島会長

ありがとうございました。委員の皆様から何かございましたらお受けしたいと思いません。

何かございませんか。

ないようですので、予定された議題は全部終了いたしました。